# 法務局メモ

# 登記・相続に関するQ&A

第4回「司法書士ってどんな人?」



司法書士はどんな人ですか?



気軽にご相談いただける皆さ まに身近な法律専門家です。

不動産登記、会社や法人の登記、簡易裁判所の訴訟代理、裁判所へ提出する書類の作成、成年後見業務などが司法書士の仕事です。

例えば、こんな時に司法書士に相談して みてください。

- ・不動産を子どもの名義に変えたい(売買 や生前贈与など)
- 。相続の手続の仕方がわからない
- 。遺言書を書いておきたい
- ・認知症の親の療養費を工面するために不動産の売却や、預金の引出しなどが必要になった。これらの手続や財産管理をするには後見人が必要と言われたが、どうしたらよいのかわからない
- 。将来、自分が認知症になった時の財産管 理が心配
- 。家賃滞納や敷金返還、原状回復トラブル などで困っている
- 。貸したお金を返してもらいたい
- 。多額の借金をどうしていいかわからない
- 。返し終わった借金があるが、過払いだっ たかもしれない
- 。会社や法人を作りたい

身近にあるいろいろなトラブル、心配事、気になる事など「どうしたらいいんだろう、ちょっと聞いてみたいんだけど」ということがあれば、どうぞお気軽にご相談してください。

#### [問い合わせ]

札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403 http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌司法書士会☎011-272-9035 (法律相談センター予約)

http://www.sihosyosi.or.jp/

#### 

# 住宅修繕に係る災害義援金の支給

自己所有住宅の居住者が自宅の修理を行った場合は広く支 給対象となりますので、必要書類をご持参の上、申請してく ださい。

#### ○対象

外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気工事、配管工事 など住宅補修に係る経費が1万円以上の場合

- ※家財、物置、外構などは対象外
- ※被災住宅応急修理による支給を受けている方は、その分を 費用から控除して算定

#### 〇配分金額

修繕した住宅のり災区分	上限額
全壊、大規模半壊、半壊	50万円
一部損壊	15万円

※実際の修理費用の万円未満切り捨て

(例) 全壊で修理費用が49万5.000円の場合、49万円支給)

#### ○申請に必要なもの

- · 印鑑(認印)
- ・預金诵帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ・り災証明書の写し
- ・契約書および完了している場合は領収書

#### ○受付期間

令和3年10月5日(火)まで

<u>問い合わせ</u> 総務課 財政グループ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ)

# 🗖 🚾 住まいの再建相談会

町・金融機関・住宅建築の専門家が 住まいの再建相談を個別に各ブースで受け付けます。

# と き 4月23日(木)14時~20時

最終受付:19時30分

# ところ 総合福祉センター

# 参加費無料 予約不要

※予約は不要ですが、予約すると1世帯1時間まで待ち時間なしでご相談いただけます。

※住宅建築の専門家にご相談の場合、4月20日(月)まで に予約が必要です。

# 新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください

- ・咳エチケットにご協力ください
- ・風邪などの症状がある場合は参加をご遠慮ください ・状況により本相談会を延期する場合があります

### 予約・問い合わせ

まちづくり推進課 地方創生・復興計画策定室 ☎27-3179

# 厚真町住宅リフォーム補助

り災状況が半壊および一部損壊の住宅の所有者、 管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部 を補助します。

#### ○対象者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者 ※仮設住宅などへの入居の有無は問いません。

※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに 限ります。

※居住実態のある住宅に限ります。

#### 〇対象工事

屋根、柱、床、内外壁、基礎、薬、ドア、窓、内装 仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備 の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、 照明器具

※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

#### の丁期

令和3年3月31日までに完了する工事

#### 〇補助金額

対象工事費から30万円を控除した額の30% ※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合はその額と30万円を控除した額の30%

#### 〇補助上限

50万円

#### ○申請に必要なもの

(交付申請時)

- · 交付申請書
- ・工事見積書の写し(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
- ・り災証明書の写し(半壊の方で、住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

#### 〔報告時〕

- ・交付完了報告書
- 領収書の写し
- ・工事完成写真

#### 〇受付期間

令和3年3月31日(水)まで

# 〇受付窓口

役場庁舎別館前プレハブ

問い合わせ 建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

## 一部損壊以上の家屋等の解体費補助期間延長

胆振東部地震で被災した一部損壊以上の家屋 等の解体費の補助期間を延長しました。

### 〇補助対象家屋

り災状況が一部損壊以上の町内に存在する共同 住宅を除く家屋や非住宅(納屋、車庫、物置など) ※非住宅のみを解体したい場合も対象

### 〇補助対象工事

平成30年9月6日以降に着工し、令和3年3月 31日までに完了する工事

#### 〇補助対象経費

建物のみの解体、撤去、処分費 ※家財等の撤去費などは対象外

#### ○補助金額

補助対象工事費の2分の1以内 ※他の補助制度を使って解体した方は対象外

#### ○補助上限

住宅…50万円

非住宅…30万円

住宅と非住宅の両方…上限額80万円

店舗兼住宅など…上限額80万円

※1工事費に対しての上限額

※複数棟解体する場合は1工事費として補助額を決定

# 〇申請に必要な書類等

- ・り災証明書の写し
- ・解体費の領収書の写し
- ・解体工事の内容がわかるもの(見積書、契約書など)
- ・解体前の家屋などの写真
- · 臼繿
- ・振込先の口座番号

# ○手続き

ご自分で解体業者と契約して解体してください。 解体工事終了後、必要書類などを用意して下記 までお申し込みください。

#### ○受付期間

令和3年3月31日(水)まで

問い合わせ 住民課 町民生活グループ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

21 広報**あつま** R 2.4 2020.4 広報**あつま** 2